

(別紙) 試験販売商品の候補として選定された場合の必要書類

■青果物

- ・農林産品に係る生産証明書

■加工青果物（冷凍焼き芋など）

- ・保健所が発行する食品製造営業許可証の写し、または ISO22000 等の食品安全管理規格の認定書の写し、HACCP の認定書の写し等

※食品製造営業許可証は「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条の規定により」の文言が入っているもの。

- ・農林産品に係る生産証明書
- ・農林産加工品に係る製造証明書

※加工内容により、別途書類が必要になる場合があります。

■鮮魚

- ・漁獲・養殖証明書

※マグロは、さらにイルカの保護の証明書（Dolphin Safe Certification）が必要

■加工鮮魚（シメサバ、サーモンのマリネなど）

- ・保健所が発行する食品製造営業許可証の写し、または ISO22000 等の食品安全管理規格の認定書の写し、HACCP の認定書の写し等

※食品製造営業許可証は「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条の規定により」の文言が入っているもの。

- ・漁獲・養殖証明書
- ・加工証明書

※加工内容により、別途書類が必要になる場合があります。

■加工食品

- ・保健所が発行する食品製造営業許可証の写し、または ISO22000 等の食品安全管理規格の認定書の写し、HACCP の認定書の写し等。

※食品製造営業許可証は「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条の規定により」の文言が入っているもの。

- ・原材料成分明細表（配合率記載必須。英語、日本語の対訳があると望ましい）
- ・製造工程表（英語、日本語の対訳があると望ましい）

※商品によっては選定後、二次原料、三次原料の詳細・原産国の情報提供を求める場合があります。